

## 東備西播定住自立圏民間イベント等事業審査要領

(趣旨)

第1条 東備西播定住自立圏民間イベント等事業推進支援要綱（以下「支援要綱」という。）の規定に基づき、応募のあったイベント等事業の審査等について、必要な事項を定めるものとする。

(予備審査)

第2条 提出された応募書類については、予め事務局で予備審査を行う。

2 予備審査では、支援要綱に規定する書類及び応募関係の各要件（以下「応募要件」という。）の確認をする。

(1) 簡易な訂正は、その場で申請者（代理者含む。）ができるものとする。

(2) 事務局は、応募要件の確認に必要な範囲で、関係市町への調査を行うことができる。

(本審査)

第3条 本審査は、支援要綱第9条で規定する東備西播定住自立圏民間イベント等事業推進支援審査会（以下「審査会」という。）が行う。

2 本審査は、予備審査により応募要件を満たしていることが確認できたものについてのみ行う。

(本審査の方法)

第4条 審査は原則公開で行う。

2 審査会は、必要に応じて申請団体の代表者に対し審査会への出席を求めることができる。

3 前項の規定により申請団体に出席の要請があった場合、申請団体の代表者は審査会に出席し、審査委員からの申請内容等に関する質問に答えなければならない。ただし、やむを得ない場合は、代理の者が出席することができる。

4 審査にあたって、その申請内容について補足説明をしたい申請団体の代表者等は、審査会に出席して説明することができる。

5 審査委員は、補足説明に対し質問等を行うことができる。

6 審査委員は、申請されたイベント等事業に関わりの深いものであった場合、自主的に審査から外れるものとする。

7 審査委員は、申請されたイベント等事業ごとに協議会会長が別に定める審査項目に対して5段階で評価を行う。審査委員の合計点数を得点とし、得点が一定以下の場合には、対象外事業として支援金の交付は受けられない。

8 評価は5段階により行い、その評価の基準は次のとおりとする。

区 分	評 価
高く評価できる	5
「高く評価できる」と「普通」の間の評価	4
普通	3
「普通」と「あまり、評価できない」の間の評価	2
あまり、評価できない	1

9 審査の結果、支援金合計が協議会予算額を超える場合は、各申請団体への支援金は審査会で協議のうえ決定する。

(審査結果の報告)

第5条 審査委員長は、審査終了後、速やかに審査の結果を書面により協議会会長に報告するものとする。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、協議会会長が別に定める。

付 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成23年3月1日から施行する。